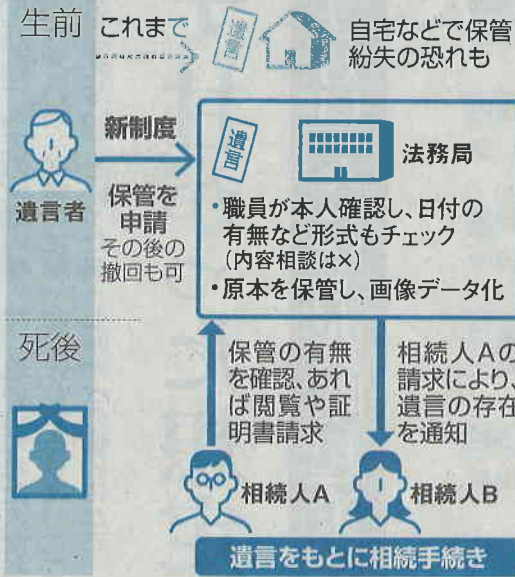


# 手書きの遺言 法務局で保管へ

## 7月10日から

### 7月に始まる自筆証書遺言の保管制度



手書きの自筆証書遺言を法務局へ預けられる制度が7月に始まる。これまでは自宅などで自ら保管しなければならず、紛失や改ざんの恐れがあった。昨年は戦後最多の138万人が亡くなるなど相続が大量に起きる時代に入っており、遺言の使い勝手をよくして遺族間の紛争を減らすねらい。

遺言は本人だけで書ける自筆証書と、法律の専門家の公証人とつくる公正証書の主に2方式ある。公正証書は内容の不備をなくせる一方で、手間と費用がかかる。自筆は手軽だがミスが起きやすく、遺族が見つけられなかったり、改ざんしたりする恐れもある。

このため、全国312の法務局が7月10日から1件3900円の手数料で預かる制度を始める。保管先は遺言者の住所地・本籍地・所有不動産のある地のいずれかの地域の局。本人が自ら出向いて手続きが必要で、1日に予約を始める。

手続き時に職員が日付や押印の有無など形式の不備をチェックする。自ら保管するより遺言が無効となる可能性は減るが、内容の相談はできない。「無理に書かされていないかなどは判断できない」(法務省担当者)ため、預ければ有効と保証されるわけではない。

公正証書遺言は年11万件超作られるが、自筆証書遺言を使う際に裁判所での手続き「検認」は約1万9千件。自筆はそれほど多くなく公正証書が主流だ。相続に詳しい森公任弁護士は「新制度は周りに気づかれずに書いて安心して保管できる。遺言を自発的に書く流れが進むのではないかとみる。

新制度だと死亡時に遺族が法務局に保管の有無を確かめられ、閲覧できる。ある遺族が遺言内容の証明書請求などをした際はほかの相続人にも通知が届く。自宅などでの保管もこれまで通り可能で、遺言の利用法が広がる。(箱谷真司)